

無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等

間接補助事業者：民間事業者

★ 事業の目的および概要

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置等（これらに附帯する施設を含む）

- ・光ファイバ以外の整備要望（FWA、CATV（HFC）等）は対象外
- ・無線局エントランスまでが補助対象であり、家庭への引き込み線は補助対象外

※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。

★ 財政支援措置

①離島

4／5（自治体）

1／5（第3セクター・民間事業者）

②離島以外の条件不利地域

1／2（財政力指数0.5未満の自治体）

1／3（財政力指数0.5以上の自治体・第3セクター・民間事業者）

★ 留意事項等

補助の対象となる地域は、以下の条件を満たす地域とする。

- ・過疎地域・離島等の条件不利地域を含む地域

★ 過去の事例等

- ・令和元年度 若狭町
- ・令和2年度 若狭町、美浜町、小浜市

無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）

所管省庁等：総務省

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

地方公共団体 ←基地局施設、伝送路施設（設置）

無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者 ←伝送路施設（運用）、高度化施設

★ 事業の目的および概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者及びインフラシェアリング事業者が高度化施設や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、整備費用の一部を補助

★ 対象とする要件等

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）

★ 財政支援措置

①基地局施設整備事業（事業主体：地方公共団体）

圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社の場合1/3）

②高度化施設整備事業：（事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者）

3G・4Gを利用できるエリアで高度無線通信を行うため、5G等の基地局整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

③伝送路施設運用事業：（事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者）

圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助

補助対象経費の2/3（100世帯以上300世帯未満の場合1/2）

④伝送路施設設置事業（事業主体：地方公共団体）

圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（離島以外の場合、1/2）

⑤基地局施設復旧事業（事業主体：地方公共団体）

災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

⑥基地局施設更新事業（事業主体：地方公共団体）

通信環境の安定性確保のため、基地局施設の高度化に伴う更新をする場合の整備費を補助

補助対象経費の2/3（当事業に参画する通信事業者が1社のみの場合1/2）

※基地局整備事業については、市町が実施する「無線通信用施設及び設備を設置する事業」について、県の予算の範囲内において、補助対象経費の15分の2に相当する額を上乗せ補助

★ 過去の事例等

（直近5年間の実績を交付決定年度別に記載。）

- ・平成29年度 福井市（吉山・別畑）
- ・令和6年度 南越前町（孫谷）

デジタル活用支援員推進事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

民間企業（携帯キャリア、地元 ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等）等

★ 事業の目的および概要

デジタル社会の形成に当たり、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用不安のある高齢者等の解消に向けて、オンライン行政手続等のスマートフォンの利用方法に対する助言・相談等を実施する「デジタル活用支援」を講習会という形で全国的に実施。また、携帯電話ショップ等が身近にない地域を含め、助言・相談等を実施する「デジタル活用支援員」の全国的な派遣を実施。

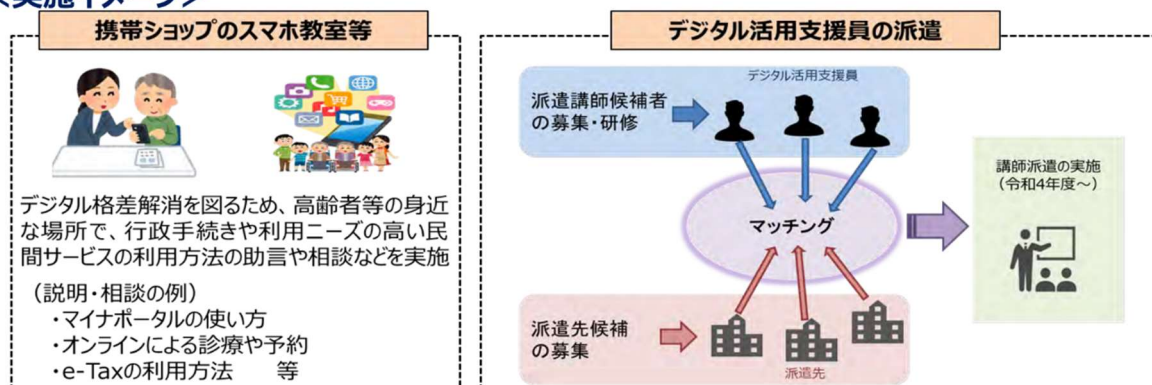
★ 財政支援措置

本事業は総務省との請負契約となる予定

★ 過去の事例等

- ・令和2年度 福井 ICT 推進協議会、福井市デジタル活用推進協議会
- ・令和3年度 グラス IT フィールズ(株)、(株)嶺南ケーブルネットワーク、丹南ケーブルテレビ(株)、(株)ヒューマンデザイン

<実施イメージ>



「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による対災害性強化事業

旧事業名：ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

★ 事業の目的および概要

「新たな日常」の定着・加速に向けて、新型コロナウイルス対策と災害対策を同時に進めることが必要であり、災害時には、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止のため、在宅避難・分散避難がこれまで以上に求められる。在宅でも、放送により信頼できる災害情報を確実に得られるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化が必要となる。このため、災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

補助対象経費（下図の点線部分）

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

★ 財政支援措置

- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

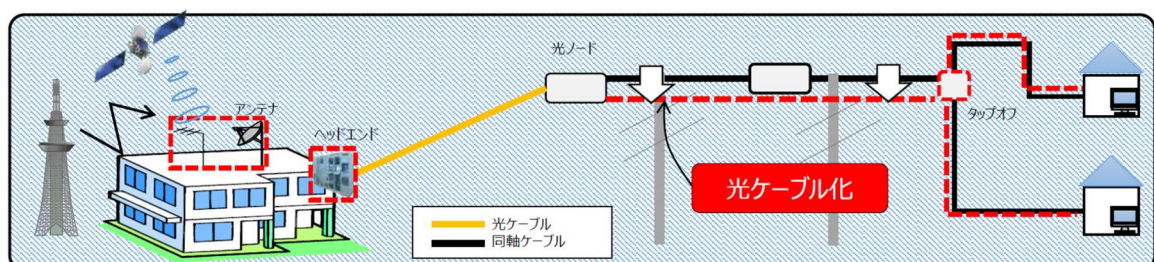
★ 留意事項等

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域

★ 過去の事例等

- ・令和元年度 若狭町、越前町
- ・令和2年度 若狭町



地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部放送課 ☎ 076-233-4492

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

★ 事業の目的および概要

災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について2ルート化等の支援を行う。

★ 対象とする要件等

補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備等

★ 財政支援措置

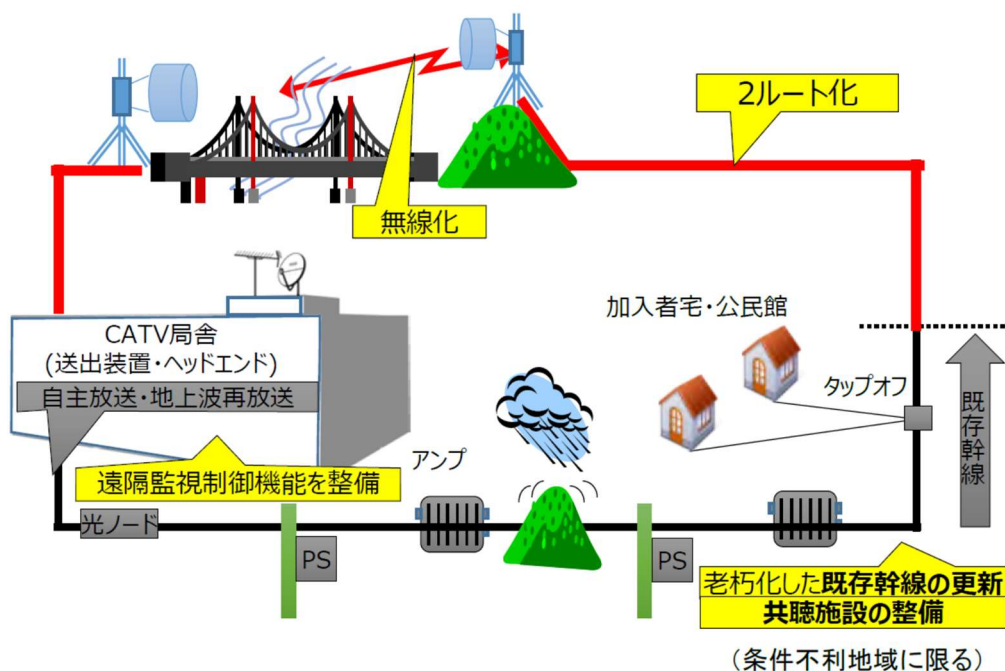
- ・市町村及び市町村の連携主体：1/2
- ・第三セクター：1/3

★ 留意事項等

- ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化（複線化）等
- ・条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
- ・監視制御機能の強化等

★ 過去の事例等

- ・令和2年度 美浜町



地域デジタル基盤活用推進事業

所管省庁等：総務省

所管：総務省北陸総合通信局情報通信部情報通信振興室 ☎ 076-233-4431

県主管課：未来創造部 DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

地方公共団体、企業・団体など

★ 事業の目的および概要

- ①計画策定：導入計画策定のコンサルティングを行う。
- ②実証事業：新しいソリューションアイデアの実用化を行う。
- ③補助事業：地域の通信インフラの整備補助を行う。

★ 対象とする要件等

補助対象経費

- ①-A 解決すべき地域課題の調査、分析及び整理から、デジタル技術を活用した当該地域課題の解決策の検討および立案までを支援
- ①-B 地方公共団体内における予算要求、②実証事業や③補助事業、その他の国の支援への申請・提案等にも活用できるような、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るための計画書の作成を支援
- ②ローカル5G、Wi-Fi HaLow, Wi-Fi6Eなどの新しい通信技術を活用して地域課題の解決を目指す先進的なソリューションアイデアの実用化に向けた実証
- ③デジタル技術を活用して地域課題の解決を目指す取組について、通信インフラなどの整備費用を補助

★ 財政支援措置

- ①支援先団体の費用負担はなし。
- ②総務省との請負契約となる予定（定額） 事業規模の目安（1千万円～1億円程度）
- ③補助率：1/2

★ 留意事項等

- ①1団体当たり3ヵ月程度の支援期間
- ②ネットワーク機器の購入費用は対象経費外
- ③企業・団体などが実施主体となる場合には、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件

★ 過去の事例等

- ①令和7年2月頃 1次公募開始予定
- ②令和7年3月頃 1次公募開始予定
- ③令和7年3月頃 1次公募開始予定

デジタル基盤改革支援補助金 (地方公共団体情報システムの標準化・共通化)

所管省庁等：総務省

所管：総務省自治行政局デジタル基盤推進室 ☎ 03-5253-5364

県主管課：未来創造部DX推進課 ☎ 0776-20-0267

★ 事業主体

地方公共団体（都道府県、市区町村）

★ 事業の目的および概要

地方公共団体が令和7年度末までに標準準拠システムへ計画的かつ円滑に移行し、住民の利便性向上および行政運営の効率化を図るため、地方公共団体に生じる所要の経費に対して、財源措置を講ずる。

★ 対象とする要件等

地方公共団体における基幹20業務システムの標準準拠システムへの移行に要する経費を対象とする。

1 補助対象経費

- ・調査等準備経費
- ・文字の標準化・データ移行等に要する経費
- ・環境構築に要する経費
- ・テスト・研修に要する経費
- ・関連システムとの円滑な連携に要する経費
- ・契約期間中における既存システムの整理に要する経費

2 補助対象外経費

- ・アプリケーション利用料やリース料等の運用経費
- ・事務運用の見直しに伴うAI・RPAの導入等に要する経費
- ・条例・規則等の改正、PIA実施に要する経費
- ・地方公共団体職員に係る人件費
- ・地方公共団体職員に係る旅費
- ・諸謝金（調査研究等準備経費に含まれるものを除く。）
- ・一般事務費（通信運搬費、資料等印刷経費等）

★ 財政支援措置

補助率 10/10

※自治体の規模（人口規模）等に応じ上限を設定

デジタルデバイド対策事業補助金

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 DX推進課 DX戦略G ☎ 0776-20-0258

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

県民のデジタルスキルおよび情報リテラシーの向上を図るため、スマートフォンの操作等に不慣れな県民を対象にデジタルデバイド対策を実施する市町に対し、当該事業に係る経費の一部を補助する。

★ 対象とする要件等

- 1 補助対象事業
 - ・スマホ教室の開催
 - ・スマホ相談会の開催
 - ・講師養成研修の開催
 - ・上記に掲げるもののほか、デジタルデバイド対策に資すると知事が認める事業
- 2 補助対象経費
 - ・講師への謝金、講師の旅行経費、教材等の購入費、チラシやパンフレット等の作成費、教材等の印刷製本費、通信運搬費、広告料、外部委託に係る経費、会場使用料、機器のレンタル・リース料等
 - ※一部対象外経費あり

★ 財政支援措置

補助率 1/2
限度額 1市町当たり100万円

★ 留意事項等

- ・スマホ教室または講師養成研修を開催する市町は、当該事業の実施内容に、詐欺被害防止等を含む情報リテラシー向上のための講習を必ず含めること。
- ・スマホの購入を補助する事業、スマホ貸出事業（参加者への端末貸与を目的とするもの）については、補助対象外とする。

UIターン移住就職等支援事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：未来創造部 定住促進課 移住定住G ☎ 0776-20-0665

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

東京圏への過度な一極集中の是正および地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住者に支援金を支給する。

★ 対象とする要件等

(1) 移住に関する要件

①国の交付金活用法

移住元：東京23区に在住（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上）
東京23区へ通勤（住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上※）
※東京23区内の大学に通学していた者は、通学期間も対象期間に加算

移住先：東京圏以外の道府県または東京圏内の条件不利地域
転入後1年以内であること
5年以上、継続して居住する意思を有していること

②県・市町独自型

市町の裁量により、移住に関する要件を設定

(2) 就職・創業に関する要件

①国の交付金活用法

就業先：東京圏以外または東京圏内の条件不利地域に所在
県のマッチングサイトに掲載している中小企業等
テレワーカー、専門人材、関係人口による移住者

就業条件等：週20時間以上の無期雇用契約
5年以上、継続して勤務する意思を有していること
新規の雇用であること

※創業の場合1年以内に、福井型スタートアップ創出支援事業（産業労働部
経営改革課）の交付決定が必要

②県・市町独自型

市町の裁量により、就職・創業に関する要件を設定

★ 財政支援措置

①国の交付金活用法

負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

支給上限額：（世帯）1,000千円 （単身）600千円

子育て世帯には18歳未満の人数×100万円加算

②県・市町独自型

負担割合：1/2

支給上限額：（世帯）500千円 （単身）300千円

子育て世帯には100万円加算

地方就職学生支援事業

所管省庁等：内閣府

県主管課：未来創造部 定住促進課 学生就職支援 G ☎ 0776-20-0638

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

若者の地方移住に対する支援を強化するため大学卒業後に福井県に移住する学生に対し、就職活動に参加するための交通費および移転費を支給する。

★ 対象とする要件等

(1) 移住等に関する要件

- ・大学または大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。
- ・福井県内に移住したこと。ただし、交通費については、勤務地が福井県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- ・申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- ・卒業後に(2)の要件を満たす法人等に就職し、地方就職支援金の申請日から1年以上、東京圏以外の地域または東京圏の条件不利地域に継続して居住する意思を有すること。

(2) 就業に関する要件

- ・勤務地が福井県内に所在する企業等に、(1)の要件を満たす大学または大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ・勤務地が福井県内に所在すること。
- ・官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、県および市町が機関や職種を指定して対象とすることは可能。
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、県および市町の判断により対象とすることは可能。
- ・原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。
- ・移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- ・東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。
- ・在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する社員として採用される予定であること。

★ 財政支援措置

①就職活動に参加するための交通費支援

負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

支給上限額：上限15千円

②上記①の支援を受けた学生への移転費支援

負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

支給上限額：実費または上限108千円

移住相談集中強化事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 定住促進課 移住定住 G ☎ 0776-20-0665

★ 事業主体

県および市町

★ 事業の目的および概要

市町が主催する移住セミナーの開催および移住イベントへの出展を支援することにより、移住希望者の新規開拓および県全体の移住相談体制の充実・強化を図る。

★ 対象とする要件等

対象要件 (公社)ふるさと回帰・移住交流推進機構の正会員となること

対象事業 (1) 移住セミナーの開催
(2) (公社)ふるさと回帰・移住交流推進機構主催の移住イベントへの出展

対象経費 講師謝金、旅費、開催委託料、会場使用料、(公社)ふるさと回帰・移住交流推進機構負担金等

★ 財政支援措置

補助率：1/3

補助上限額：100千円

結婚支援市町応援事業

所管省庁等：こども家庭庁

県主管課：未来創造部 県民協働課 縁結び応援 G ☎ 0776-20-0362

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町が行う出会いの機会の創出等を支援することにより、結婚を希望する若者を応援する。

★ 対象とする要件等

- 1 地域における結婚・ライフデザイン支援に係る取組の実施
- 2 結婚の気運醸成に係る取組の実施
- 3 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）への支援
- 4 3を実施する市町における、新たに婚姻した早婚夫婦に対する支援金

★ 財政支援措置

- 1 補助率：国3/4、市町1/4または国2/3、市町1/3
※令和8年度予算について、財政力指数1.0以上の自治体は一律補助率を1/2とする。
また、財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。
補助上限：1,000万円（令和8年度予算）、7,000万円（令和7年度予算）
- 2 補助率：国2/3、市町1/3または国1/2、市町1/2
※令和8年度予算について、財政力指数1.0以上の自治体は一律補助率を1/2とする。
また、財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。
補助上限：1と同じ（1、2の合算が1の補助上限内であること）
- 3 補助率：国1/2、市町1/2
※都道府県主導型市町村連携コースの場合、国2/3、市町1/3
※令和8年度予算について、財政力指数1.0以上の自治体は一律補助率を1/2とする。
補助上限：30万円（1世帯当たりの交付額）
※都道府県主導型市町村連携コースの場合、40万円（1世帯当たりの交付額）
- 4 補助率：県10/10
補助上限：40万円（1世帯当たりの交付額）

並行在来線駅まち魅力づくり支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0292

★ 事業主体

ハピラインふくい沿線市町、ハピラインふくい

★ 事業の目的および概要

駅の機能向上や交通結節機能の充実など交通利便性の向上、駅を中心としたまちづくりなど、並行在来線の利用者増加につながる取組みに対し支援する。

★ 対象とする要件等

(1) 補助対象事業

駅機能や交通結節機能の充実など利用者増加に資する以下の施設等整備事業

※ まちづくりの一環として、国土交通省の都市再生整備事業の認定

(または鉄道局等の補助)を受けて実施する事業 【主管課に要確認】

区分	施設等例（新增設、延伸・拡張、改良含む）
駅舎関係	駅舎（建替・大規模改修） 待合室（トイレ、ベンチ、Wi-Fi等の待合環境の整備含む） 改札口（増設、IC改札機設置含む）
通路関係	こ線橋（エレベーター含む）、自由通路
駅前広場関係	ロータリー バス・タクシー乗場（乗場、上屋等） 駅前広場、公園 上屋・ベンチ・トイレ P&R駐車場、自転車駐輪場 レンタサイクルステーション

(2) 補助対象駅

- ・並行在来線区間の既存駅（北陸新幹線併設駅を除く）
- ・並行在来線区間に新たに設置される駅

★ 財政支援措置

- (1) 補助率 県1/2（市町1/2）※国庫補助を除く
- (2) 補助上限額 1億円/駅（都市施設等の整備を伴う場合は2億円/駅）
- (3) 事業期間 令和5年度～令和10年度

★ 過去の事例等

令和6年度～令和7年度：ハピラインふくい（しきぶ駅（王子保・武生駅間）の交通系施設の整備）

地域鉄道バリアフリー推進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0723

★ 事業主体

福井鉄道、えちぜん鉄道、ハピラインふくい

★ 事業の目的および概要

すべての鉄道利用者が安全かつ円滑に駅を利用できるよう、地域鉄道事業者による駅のバリアフリー化を支援する。

★ 対象とする要件等

鉄軌道駅のバリアフリー化に要する経費

区分	事業内容
① 工事施工	スロープ・手すりの設置 構内踏切新設・更新 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 等
② 機械器具購入	車椅子用可搬型スロープ 車椅子用階段昇降車 等

★ 財政支援措置

- (1) 補助率 上記① 県1/2 (市町1/2) ※国庫補助を除く
上記② 県1/3 (事業者2/3)
- (2) 補助上限額 上記① 20,000千円/駅
上記② 2,000千円/年
- (3) 事業期間 上記①、② 令和6年度～令和10年度

★ 過去の事例等

- 令和6年度：福井鉄道（車椅子用可搬型スロープ購入）
令和7年度：ハピラインふくい（今庄駅のバリアフリー対応通路の新設）
えちぜん鉄道（あわら湯のまち駅のバリアフリー対応スロープの新設）

JRローカル線利用促進事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部 新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課 ☎ 0776-20-0723

★ 事業主体

沿線市町・広域の利用促進団体

★ 事業の目的および概要

JR小浜線・越美北線の活性化を図るため、沿線市町等が実施する利用促進事業を支援する。

★ 対象とする要件等

(1) 補助対象経費

- JR小浜線・越美北線の沿線市町等が実施する利用促進事業に要する経費
・基金積立金、市町職員給与、職員旅費、経常的な維持管理に係る経費は対象外

(2) 補助対象者

小浜線	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町、小浜線利用促進協議会
越美北線	福井市、大野市、越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会

★ 財政支援措置

補助率：県 1 / 2

★ 過去の事例等

- ・ 令和4年度：小浜線（小浜市、美浜町、高浜町、若狭町、小浜線利用促進協議会）
越美北線（福井市、大野市、越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会）
- ・ 令和5年度：小浜線（小浜市、美浜町、高浜町、若狭町、小浜線利用促進協議会）
越美北線（福井市、大野市）
- ・ 令和6年度：小浜線（小浜市、美浜町、高浜町、若狭町、小浜線利用促進協議会）
越美北線（福井市、越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会）

生活バス路線維持対策事業（市町生活交通維持支援事業）

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町

★ 事業の目的および概要

市町のバス運行を支援し、地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図る。

★ 対象とする要件等

補助対象路線は、次に掲げる要件に該当し知事が必要と認められた生活バス路線とする。

- 1 同一市町内を運行する路線
- 2 地域公共交通会議等で住民の生活に必要と認められた路線

★ 財政支援措置

補助対象経費：市町が補助対象路線を運行するために要する経費（運賃収入または経常収益を除く）

補助率：1/2

補助限度額：市町内の道路実延長に基づき設定

★ 過去の事例等

17市町、179系統の運行への支援（R6）

サイクリング環境向上事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町、民間事業者等

★ 事業の目的および概要

自転車イベントの開催を支援することにより自転車利用を普段の生活に取り入れるきっかけをつくるとともに、自転車の駅を整備することにより自転車を利用しやすい環境を整える。

★ 対象とする要件等

- 「自転車の駅」整備補助金
 - ・新たに「自転車の駅」を整備すること
 - ・整備後は、「自転車の駅」としてサービスを提供すること
- 自転車イベント開催補助金
 - ・福井県内で自転車イベントを開催すること

★ 財政支援措置

- 「自転車の駅」整備補助金
 - (1) 補助対象経費：補助事業実施者が「自転車の駅」を新たに整備するのに要する経費
 - (2) 補助率：1/3
 - (3) 補助限度額：20千円/箇所
- 自転車イベント開催補助金
 - (1) 補助対象経費：補助実施事業者が県内で自転車イベントを開催するのに要する経費
 - (2) 補助率：1/2
 - (3) 補助限度額：100千円/箇所

★ 留意事項等

県が実施している他の補助金等を活用する場合は対象外とする。

地域交通最適化支援事業

所管省庁等：福井県

県主管課：未来創造部新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課 総合交通 G

☎ 0776-20-0774

★ 事業主体

市町、会議体等

★ 事業の目的および概要

地域の状況に応じた最適な交通体系の構築に向けて、移動手段・人的リソース・財源確保の取組みを総合的に支援する。

★ 対象とする要件等

1) 移動手段の確保や利便性向上に向けた取組み

支援対象 二次交通整備、路線バス等から他のモビリティへの転換、一般ドライバーを活用した移動手段の確保、AIやIoTを活用した利便性向上 など

2) 地域内の交通モードに合わせた人材確保

支援対象 コミュニティバス・タクシー・ライドシェアなどの運行に必要な運転士確保

3) 公共交通の利用促進に向けた取組み

支援対象 乗合バスの利用促進 など

4) 復便・新規路線実証運行

支援対象 路線バスの復便・増便・新たな広域路線の設置に向けた実証運行 など

★ 財政支援措置

市町内の取組み：1／3（広域の取組み：1／2）